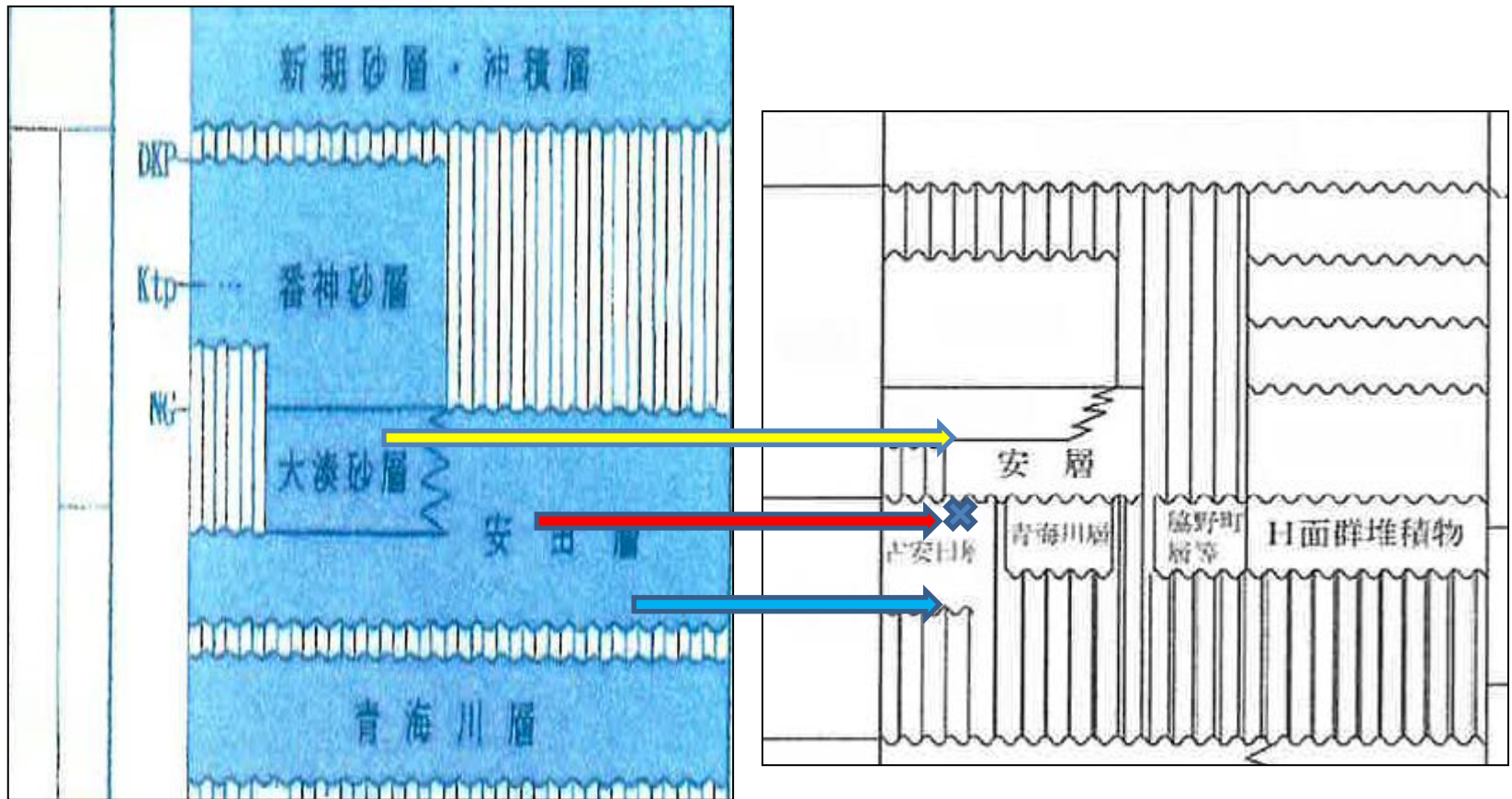


安田層堆積年代のもつ意味

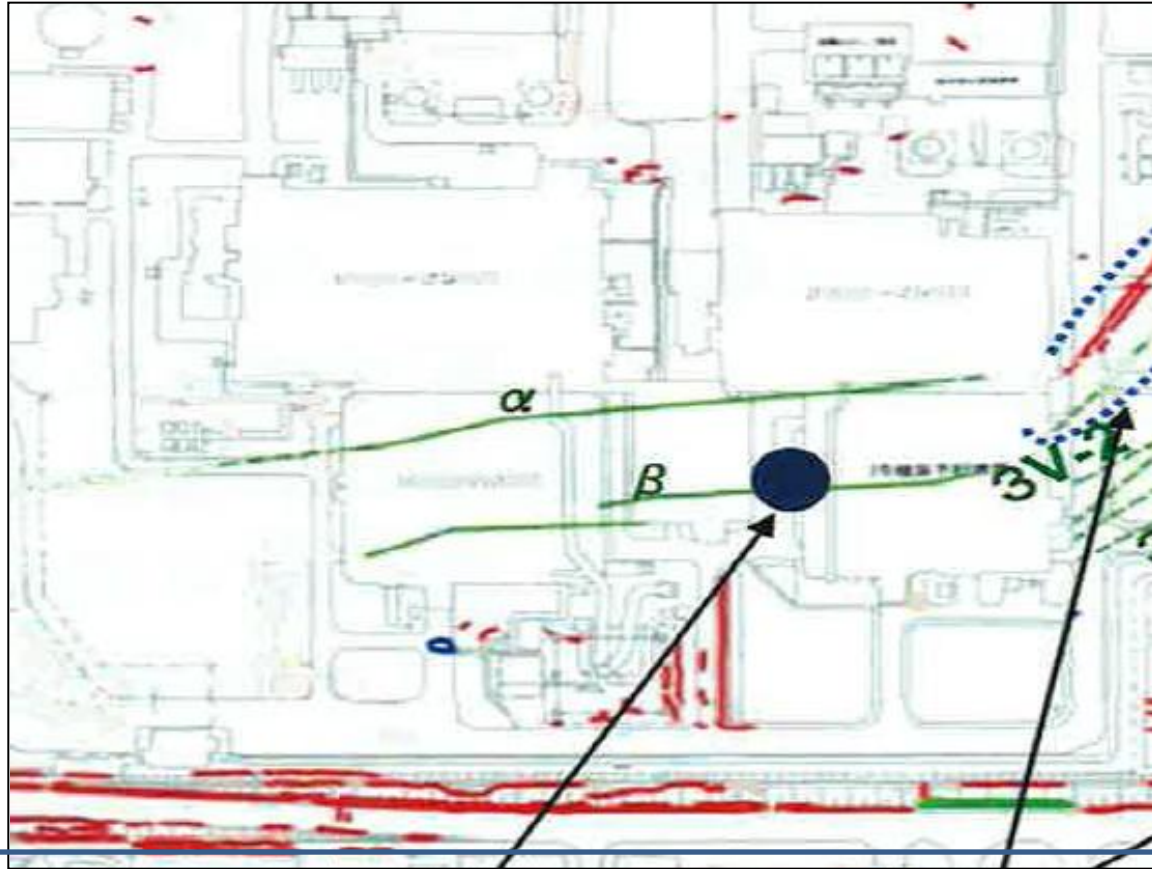
被告は準備書面(3)において、本件敷地内に分布している古安田層が30数万年前から約20万年前までに堆積した中期更新世の地層であると変更した。

安田層堆積年代の変更



柏崎刈羽原発の用地選定と設置許可申請

- 柏崎刈羽原発設置の用地選定時
- 昭和50年の1号機設置許可申請時
- **指針や安全設計基準はなかった**
- 断層は岩盤の強弱に影響するかという観点でしか検討されておらず、「活断層」か否かの検討は無かった。



昭和51年5月以降の試掘坑追加調査

- (1) α 断層と第四紀層との関係につき、被告は、 α 断層は安田層堆積前に形成され、安田層堆積後は運動していないとした。
- (2) β 断層と第四紀層との関係について、 β 断層は安田層に若干の変位を与えているが、番神砂層は切っていないとした。

平成18年9月19日
「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(新指針)

耐震設計上考慮する
「活断層」

- 後期更新世(12万年～13万年前)以降の活動が否定できないもの

安田層の堆積時期

- 南関東の下末吉層の形成時期(約12万～14万年前)
↓
- α 断層・ β 断層
- 約12万～14万年前以降の活動は無い?
↓
- 約12万～13万年前以降の活動は無い

平成25年6月19日「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」(新安全設計基準)

耐震設計上考慮する 「活断層」

- ①後期更新世(約12万~13万年前)以降の活動が否定できないもの
- ②その活動性が明確に判断できない場合、中期更新世(約40万年前)以降まで遡って地形・地質構造等を総合的に検討すること
- 約12万~13万年前以降の連続的な地層にずれや変更が認められないときは活動性を否定できる

安田層の堆積時期

- 古安田層の堆積時期
 - 約20万~30数万年前
- ↓
- α 断層・ β 断層
 - 約20万~30数万年前以降の活動性は無い
- ↕
- 約12万~13万年前以降の地層にずれ・変更が認められない → 活動性を否定

指針・基準の変更に伴う
安田層堆積時期と断層の活動時期の主張の変遷

指針なし

約12万～14万年前

約12万～14万年前以降の活動は無い？

平成18年9月19日新指針

約12万～13万年前

約12万～13万年前以降の活動は無い

平成25年6月19日新安全設計基準

約20万～30数万年前

約20万年前以降の活動は無い